

## 在宅の高齢者向けサービス

### 1 料金の助成に関するもの

#### (1) 高齢者外出支援タクシー料金助成事業（タクシー利用券）

目的：高齢者の移動手段の充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるように支援します。

内容：タクシーを利用するときに500円相当額の支払に代えることができるタクシー利用券を交付します。

年間70枚（1枚500円相当、年間35,000円相当）

※申請月により交付枚数が変わります。

対象者：在宅で生活する70歳以上の高齢者で、運転免許を保有していない人又は自動車を所有せず、かつ、使用していない人。

※同居等の親族がいる場合は、次のいずれかに該当する人

- ・親族による外出支援を受けられない人（親族が週5日以上仕事しているなど）
- ・親族による外出支援を受けることが困難な人（親族が身体障害者手帳を所有しているなど）

#### (2) 在宅要介護高齢者紙おむつ給付事業（紙おむつ券）

目的：要介護高齢者及びこの高齢者を介護する家族の経済的負担の軽減を図ります。

内容：紙おむつを購入するときに1,000円相当額の支払に代えることができる紙おむつ券を交付します。

年間60枚（1枚1,000円相当、年間60,000円相当）

※申請月により交付枚数が変わります。

対象者：在宅で生活する65歳以上の常時おむつを必要する在宅要介護高齢者（要介護1以上）で、身体状況が次のいずれかに該当する人

- ・障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準のランクB又はCに該当する人
- ・認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する人

その他：紙おむつの交付に併せて、指定ゴミ袋（大）を支給（年間60枚）します。

※申請月により交付枚数が変わります。

#### (3) 高齢者理美容料金助成事業（理美容利用券）

目的：要介護高齢者の衛生的な日常生活の維持を図ります。

内容：理容又は美容のときに1,000円相当額の支払に代えることができる理美容利用券を交付します。

年間8枚（1枚1,000円相当、年間8,000円相当）

※申請月により交付枚数が変わります。

対象者：在宅で生活する65歳の高齢者（要介護1以上）

## 2 安心な在宅生活の支援に関するもの

### (1) ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

目的：ひとり暮らし高齢者等の急病及び災害等の緊急事態に迅速な対応のできる連絡・援助体制を確立し、安全の確保及び精神的な不安の解消を図ります。

内容：緊急又は相談時に緊急通報機器のボタンを押すだけで、受信センターに通報できる機器（緊急通報機器本体及びペンダント）を貸与します。また、受信センターから定期的に電話を入れて、健康状態等の確認を行います。

対象者：在宅で生活する65歳以上の高齢者であって、次のいずれかに該当する人。

- ・ひとり暮らしの人
- ・高齢者のみの世帯の人
- ・重度障害者と同居する人

利用料：無料

その他：近親者、隣人等から2～3人の協力員が必要です。

### (2) 高齢者等救急医療情報キット給付事業

目的：市民の安全と安心の確保を図ります。

内容：緊急連絡先、かかりつけ医、緊急時の対応方法等の緊急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを給付します。

対象者：在宅で生活する人で、次のいずれかに該当する人。

- ・65歳以上の人のみの世帯に属する人
- ・身体障害者手帳の交付を受けている人
- ・ひとり暮らしの人又は日中独居の人であって、持病等により健康上の不安を有する人

利用料：無料

### (3) 高齢者配食サービス事業

目的：ひとり暮らし高齢者等の栄養改善及び自立支援を図ります。

内容：栄養バランスがとれた食事（弁当）を自宅に週2回配達します。また、配達時に安否確認、見守りを行います。

対象者：在宅で生活する65歳以上の人のうち、心身の障害、傷病等により調理をすることが困難な状態又は低栄養状態にある人で、次のいずれかに該当する人。

- ・ひとり暮らしの人
- ・高齢者のみの世帯の人

利用料：200円～400円（所得に応じて決まります。）

### (4) 寝具洗濯乾燥消毒サービス

目的：ひとり暮らし高齢者等が清潔で快適な生活を送れるよう支援します。

内容：寝具（掛布団、敷布団及び毛布等3点一組）の洗濯、乾燥及び消毒を行います。

対象者：在宅で生活する65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で、身体的な理由等で寝具の衛生管理が困難な人。

利用料：洗濯、乾燥及び消毒に要する費用の1割は自己負担です。

その他：寝具洗濯中に代わりの寝具をレンタルする場合、レンタル料は、全額自己負担です。

### (5) 要援護高齢者等日常生活用具給付事業

目的：低所得世帯に属する要援護高齢者等の防火対策等、日常生活の便宜を図ります。

内容及び対象者

区分	種目	対象者
給付	自動消火器	低所得世帯の「ねたきり高齢者」、「認知症高齢者」、「ひとり暮らし高齢者等」
	火災警報器	同上
	電磁調理器	低所得世帯の「ひとり暮らし高齢者等」
貸与	福祉電話	同上

対象者の定義

「ねたきり高齢者」：65歳以上の人で、常時臥床しており日常生活において、食事、排便、入浴、寝起き等の介護を要する状態の人

「認知症高齢者」：65歳以上の人で、認知症の状態が継続し、かつ、日常生活において常時介護が必要な状態にある人

「ひとり暮らし高齢者等」：65歳以上の人で、現にひとりで生活を営んでいる人及び高齢者のみで生活を営んでいる人

「低所得世帯」：生活保護を受けている人及び世帯全員の住民税が非課税である世帯

利用料：無料

(※福祉電話については、1,000円を超えた通話料は、自己負担です。)

その他：福祉電話の貸与については、上記のほか電話加入権を所有していないことが要件です。

## 3 高齢者の居場所づくり及び介護予防に関するもの

### (1) 元気アップデイサービス事業

目的：高齢者の社会的孤立の解消及び自立生活の助長を図ります。

内容：健康チェック、生活指導、趣味の活動等を行う元気アップデイサービスに週1回参加できます。元気アップデイサービスセンター等の会場で実施します。(全10箇所)

【具体的な内容】

- ・体温、血圧測定・いきいき百歳体操などの運動
- ・音楽、トランプ、かるた、歌遊び、手遊び、間違え探し・クイズ等の脳トレなど

対象者：在宅で生活する65歳以上の人。ただし、次のいずれかに該当する人を除きます。

- ・要支援・要介護認定を受けている人
- ・総合事業の対象者

利用料：1回100円※材料費等は自己負担(年間1,000円程度)

その他：希望により送迎サービスが利用できます(一部の会場を除く。)

## (2) シニアセンター管理運営事業

### ①多目的ホール、グランドゴルフ場の利用

目的：高齢者の介護予防を図ります。

内容：多目的ホール（麻雀、囲碁、将棋、パソコン）、グランドゴルフ場が利用できます。

利用時間 月～金曜日 9時30分～16時00分

対象者：市内の高齢者及びこれに準ずる人

利用料：多目的ホール 個人（1日）100円

グランドゴルフ個人（1日）100円、団体（1日）300円

### ②介護予防筋力トレーニング事業

目的：身体機能の向上を図り、要介護状態に陥ることを予防します。

内容：シニアセンターでのプールトレーニング、マシントレーニングに参加できます。

プール 週2回（火・金曜日） 約4箇月間のコース（全26回） 午前・午後各10人

マシン 週2回（月・木曜日） 約4箇月間のコース（全26回） 午前・午後各8人

対象者：在宅で生活する65歳以上の人。ただし、次のいずれかに該当する人を除きます。

- ・要支援・要介護認定を受けている人
- ・総合事業の対象者

利用料：1回300円（全26回で7,800円）

その他：・通うのが困難な場合は、送迎サービスが利用できます。

- ・参加申込みは、定期的に広報で案内しています。
- ・上記のほか指定管理者による「介護予防爽快ビデオ運動クラブ」等の自主事業（有料）が複数種類あります。

## (3) 介護支援ボランティアポイント事業

目的：高齢者の介護予防を推進します。

内容：市の台帳に登録した高齢者が、指定された市内の介護サービス施設などでボランティア活動を行うと、手帳にスタンプが押されます。このスタンプがポイントとなり、ポイント分の商品券と交換できます。

【ボランティア活動の例】

- ・レクリエーションの手伝い、話し相手、囲碁・将棋の相手、食事の配膳、下膳の補助、特技披露（音楽演奏、マジック、ダンスなど）、草取り、清掃手伝い、洗濯物の整頓やシーツ交換 など

対象者：市内で生活する65歳以上の高齢者。ただし、次のいずれかに該当する人を除きます。

- ・要支援・要介護認定を受けている人
- ・総合事業の対象者

その他：市では、介護サービス施設などで希望しているボランティア活動内容を管理しています。ボランティア活動を希望する人の話を聞きながら介護サービス施設との結び付けのお手伝いを行います。

#### (4) 生きがいサロン推進事業（運営費の一部補助）

目的：高齢者が住み慣れた地域で楽しみと生きがいを見いだし生き生きとした生活が送れるよう支援するとともに、地域の助け合いの精神の醸成を図ります。

内容：自治会組織等が自治公民館等において、生きがいと健康づくりに関する事業、趣味、スポーツ、レクリエーション等を行う生きがいサロンを実施しています。

##### 【具体的な内容】

- ・いきいき百歳体操、ヨガ体操などの運動 ・防犯、交通事故防止等の講話
- ・季節柄の食べ物づくり ・歌、折り紙、演芸、紙芝居等のレクリエーション ほか

対象者：おおむね65歳以上の高齢者等

利用料：生きがいサロン運営団体が定める会費があります。

その他：参加申込みは、住んでいる地域の生きがいサロン運営団体（主に自治会組織）に相談してください。

#### (5) 地域づくり型介護予防事業（いきいき百歳体操の活動支援）

目的：高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送れるように支援します。

内容：いきいき百歳体操を行うグループ等について、次の支援を行います。

- ・いきいき百歳体操のDVDの進呈（グループに1つ）
- ・体操支援、体力測定

対象者：次のいずれにも該当するグループ等。

- ・おおむね65歳以上の市民等で構成される地域の組織又はグループ等
- ・介護予防に関心が有り、自発的かつ主体的に活動の継続ができるグループ等
- ・高齢者が容易に通える地域の身近な場所等で活動できるグループ等

#### (6) 介護予防・日常生活支援総合事業（住民主体型サービスB）

目的：住民主体による介護予防・生活支援サービス提供団体の活動を支援することにより、高齢者がより身近な地域でサービスを受けられる環境を整備し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援します。

内容：主に、要支援1・2の方、事業対象者（基本チェックリストにより該当した者）にサービスを提供する団体が次の活動を行う場合、その活動経費の一部を補助します。

- ・訪問型サービス  
掃除、洗濯、買い物代行、ゴミ出し、電球の交換など  
※1回の所要時間が概ね1時間以内、1月の回数が4回程度
- ・通所型サービス  
介護予防に資する体操等を取り入れた通いの場の開催  
※1回の開催時間が概ね2時間以上、1月の回数が2回以上

対象者：次の条件を満たす住民主体で構成された団体、社会福祉法人、NPO法人

- ・市内で活動する団体で、構成員3人以上であること
- ・1年以上の活動実績を有すること
- ・構成員が介護予防サポーター養成講座修了者であること

補助額：要支援1・2の方及び事業対象者の利用人数に応じ補助金を交付します。

- ・ 1団体 100,000円／年額
- ・ 1団体 150,000円／年額（利用人数が10人以上の場合）